

# 社団法人日本放送協会の全国放送網構築と都市間競争

—— 山口県の事例を中心に ——

三 輪 仁

## キーワード

都市間競争、日本放送協会、放送の地方普及、ラジオ、地域主体

本稿の目的は、戦前期の社団法人日本放送協会の創設から全国放送網構築が完成をみるまでの時期において、地方の県間・都市間で展開された地方放送局の誘致競争について、中央及び協会の置局方針の変遷のなかで大電力主義と小電力局多数設置と一県一局主義という方向性がどのように確立していったのか、各地域における担い手と域内利害関係に着目し分析を行うことにある。

## はじめに

日本における放送局を巡る都市間、地域間競争の系譜を遡ると、1926年の社団法人日本放送協会（以後、協会と略）<sup>1</sup>の設立に辿り着く。設立当時の協会

---

1 現在の特殊法人日本放送協会は、1925年設立の社団法人日本放送協会が1950年の放送法施行に伴い改組され発足したものであり、本論文では両者を区別するために社団法人日本放送協会を“協会”、特殊法人日本放送協会を“NHK”と表記することとする。

は、東京、大阪、名古屋の三局体制に過ぎず、全国放送網の構築が最優先に進められることになる。そのための地方放送局の設置箇所選定は協会、及び通信省によるものであったが、協会発足前より一部地方都市においては放送局誘致運動が展開され、ラジオ放送の人気の隆盛とともにその動きは他都市へと広がり、都市間や県間での誘致競争も引き起こされるようになる。

戦後展開される地方都市への民間放送局設立とこの戦前期の放送局誘致運動には、主導的な地域主体、県域を中心とした置局など多くの類似点があり、地域経済と放送事業の基本的な関係性・方向性がこの期間に確立されたものと考えられる。しかし、これまでのメディア史に関する先行研究においては、戦前期の協会と戦後の民放の設立過程における連続性や相違点に着目したものは見られない。そもそも戦前期の協会の全国放送網構築過程を対象とした研究蓄積も乏しく、日本放送協会の沿革史である『日本放送史』(1951)<sup>2</sup>においても、中央の視点からの全国放送網の構築過程や置局計画の実施概要など断片的な記述に留まっている。地方都市での誘致運動や都市・地域間の誘致競争については一部の地方放送局の沿革史や自治体史に記述がみられるのみである。こうした断片的、散在的な情報を集約し、そこから協会の全国放送網の形成<sup>3</sup>を地域経済・社会との結びつきや地域間関係の観点から分析をすることは意義があるといえる。

それゆえ、ここでは戦前期のマスメディアの地方普及、通信分野を対象を広げ、参考となる先行研究を取り上げたい。阿部和俊は経済地理学の見地から戦前期の新聞支局通信網の形成についての分析<sup>4</sup>を行っている。阿部は、全国紙の地方通信網の整備や、新聞統合により乱立状況の地方紙が県紙へと統合されていくことにより、新聞の中核機能そのものが県庁所在都市へと集中していくという、地域内構造の編成過程を明らかにしている。阿部の分析においては地

2 日本放送協会編(1951)『日本放送史』日本放送出版協会。

3 本稿では、放送所・演奏所を有さない報道拠点機能のみの施設は対象としない。

4 阿部和俊(2010)『新聞社通信局網の変遷』『近代日本の都市体系研究：経済的中核管理機能の地域的展開』古今書院、pp.77-97。

域ごとの新聞市場の特性における差異が十分顧みられていないものの、マスメディアの集積と地域内の都市ヒエラルキーとの関係性への着目は、放送における分析においても有用な視座を提供するものと考えられる。

戦前期の通信分野においては、藤井信幸が電信電話の全国普及について地方の役割に着目した分析を行っている<sup>5</sup>。藤井(2005)では、地方の中央に対する従属もしくは両者の対立という、従来多く採られてきた中央—地方の関係性に対する見解が否定されている。そして地方の強烈な中央志向が中央政府の均衡成長重視の政策基調と合致し、電信電話の普及発展がもたらされたという見地から、戦前期の日本における産業化の歴史プロセスを市場化・組織化と情報化との相互関係より明らかにしている<sup>6</sup>。日本の産業化・近代化過程における通信事業の普及については、これを推進した政府の政策過程と地方への波及過程、及び電信の普及が各地間取引と事業者の組織構造に与えた影響について考察を行っている。しかし、中央と地方の市場化の浸透という観点に重点を置く藤井の分析においては、地方における都市間・地域間関係については主たる考察対象となっていない。

ここで同時期の放送に目を転じると、協会の全国放送網整備は通信省の監督の下で進められた。軍部の台頭とともに放送への統制は強まり、太平洋戦争の開戦とともに敷かれた電波管制によって国家管理下に置かれることになる。それ故に、地方への放送局の設置や放送用通信回線敷設は国策に沿った形で整備されることになるが、藤井が指摘する電信電話分野と同様、地方への普及においては地元負担も求められ、各地で展開される誘致競争を受ける形で放送局の立地が選定されていったのである。

全国放送網構築過程における協会の置局方針の特徴について、当時通信省無線課長を務めた宮本吉夫は、国土の地形的理由により大電力主義と小電力局多

---

5 藤井信幸(1998)『テレコムの経済史』勁草書房、及び、藤井信幸(2005)『通信と地域社会』日本経済評論社。

6 藤井信幸(2005)『前掲書』、pp.7-11。

数設置の併用と、地域社会・行政的理由からの一県一局主義の採用を挙げている<sup>7</sup>。日本列島は縦に長く、都市が海岸部に集中している一方で、幾重にも縦走する山脈や複雑な海岸線がこれらの人口集中地域を分断するという地勢的条件を有し、大電力局の効率的配置による国土全体のカバーは不可能である。それゆえ、関東や関西など平野部が比較的大きな地域には大電力局を設置し、残りの地域を1000w以下の小電力局の多数設置で補完する方式が取られることになったのである。これに対し後者の一県一局主義について、宮本は明治以前の封建時代の遺構としてきわめて細分化された地方文化と、府県中心の行政組織という地域社会や行政の現状からみて、欧州のような広域圏毎のブロック放送は困難であり、窮余の策として県単位の放送区域を採用したと述べている。

この大電力主義と小電力局多数設置及び一県一局主義という置局方針は、前者が効率的な配置を志向したものであるのに対し、後者においては地域的事情への配慮が重視されており、相反する側面も存在する。だが、これらの方針は戦後の日本放送協会や民間放送局の置局においても踏襲されている。そこで本論においては、前述の置局の方向性がどのような経緯を経て導入され、敷衍していったのか、実証的分析を行っていきたいと考える。そして、産業化の歴史プロセスを市場化・組織化と情報化、マスメディアの集積と地域内の都市間関係の関係性という先行研究の視角を取り入れつつ、地方放送局の誘致設立の担い手となった地域主体と、地域内の利害関係についても明らかにしたい。

以上を踏まえて本論の構成は、第1章において、軍事体制へと移行する時代情勢の中での協会の全国放送網の構築過程について整理を行う。その際に、置局方針の変遷と、全国で展開される放送局誘致運動の類型化に重点を置く。第2章では、県内で複雑な誘致競争が展開された山口県の事例をとりあげ、都市間競争の発生の背景とそれが県レベルでいかに対処されたのか、中心を担った地域主体の役割と行動等について事例分析を行っていく。

---

7 宮本吉夫（1942）『放送と国防国家』日本放送出版協会、pp.215-217。

## 第1章 全国放送網の確立過程

### 第1節 日本放送協会の誕生

日本におけるラジオ放送は、1925年に東京、大阪、名古屋の三都市において、それぞれ独立した公益社団法人を事業者として開始された。いずれも運営財源は、ラジオ受信機を所有する聴取加入者から徴収される聴取料であった。

だが、東京放送局が加入者数の急増に支えられ比較的順調に業績を伸ばしていったのに対し、都市規模で劣る名古屋放送局は、聴取料収入においても、番組制作においても苦戦し、開局早々その経営は行き詰ることになる。

このような状況から、逓信省は独立運営では人口規模や経済力に劣る地方都市での放送事業実施は困難であると判断し<sup>8</sup>、放送事業者の経営統一と全国放送網建設の決定を下した<sup>9</sup>。こうして、三放送局は開局から1年余りで解散し、1926年8月新たに設立された社団法人日本放送協会（以下、協会と略す）に全業務が移管されることになった。

発足当初より協会にとって至上命題は全国放送網の構築であり、具体的目標として5年以内の「全国鉱石化」<sup>10</sup>が掲げられた。そして、全国放送網の地方拠点として関東支部（東京）、関西支部（大阪）、東海支部（名古屋）のほか、逓信省の優先機関である地方通信局の管轄区域ごとに地方支部が新設されることになった。

### 第2節 民間出資による地方支部設立

地方への置局方針について逓信省が最初に示したものとして、協会発足前の1923年に公表した「調査概要」がある<sup>11</sup>。そこでは当時の技術から推定された

8 『同上書』、p.197。

9 日本放送協会編（1951）『前掲書』、pp.297-305。

10 “全国鉱石化”とは、全国どこでも鉱石ラジオで協会の放送を聴取できるようになることを意味している。鉱石ラジオは真空管やトランジスタを用いない簡素なラジオであり、音量調整は不可能で受信感度も低いものの、電源を用いずに受信が可能である。

11 日本放送協会編（1977）『放送五十年史 資料編』日本放送出版協会、pp.43-44。

電波の到達範囲から、放送施設を中心とした周囲100哩（約160km）以内を「放送区域」と規定した上で、一区域一施設を基本とし、そのエリア内において“地方的利用”を目的とする出願がある場合は、20哩（約32km）以内の小規模な放送局の設置も認めるとの基準が示されている。

放送区域の表示には行政区画名を持って示すとの説明は付帯されたものの、この規定に拠れば、放送区域はあくまでも電波の到達範囲によって設定されるものであり、地方の行政区画の実情に合わせたものではなかった。また、置局単位として“一地方一局”との方針を通信省は示していたものの、この“地方”の意味するところに関しては明確にしておらず、“地方通信局管区ごとに一局”つまり、東北や九州といった広域圏単位であることが出願者側に伝わったのは、地方支部設置都市の選定段階になってのことであった<sup>12</sup>。

この地方支部設立に当たっては、多くの地区では放送局設立の気運が低調で、通信局員が地元有力者を回り支部設立への協力を募るという状況であった。そうした中であって、九州地区においては、地方通信局の立地する熊本市の他に福岡市、長崎市も誘致を表明し、三都市による競願となった。その後、当時九州全域を所掌する国の出先機関が集中していた熊本市と、九州の商業の中心地で人口（1925年国勢調査）においても九州で唯一20万人を超えていた福岡市の一騎打ちとなり、激しい誘致競争が展開されることになる。競争激化の背景には、九州支部設置が福岡市に決まれば、地方通信局そのものが将来的に福岡市へ移転する可能性が高まるという両市の思惑もあった<sup>13</sup>。

その後の選定では、既に地方通信局が置かれ監督行の都合上で好適であることや、九州の地理的中心に近く同都市への10kW放送局置局により九州全域を可聴エリアに収められると見込まれていたことなどが理由となって、九州支部の設置は熊本市に決定する。ただし、誘致競争に敗れた福岡市に対しても、学術や芸能面での人材にも富み番組の豊富化のために不可欠との理由の下に、同

12 NHK長崎放送局50年史編集委員会編（1984）『NHK長崎放送局50年史』、p.5。

13 NHK福岡放送局編（1962）『NHK福岡放送局史』、pp.18-19。

市への演奏所（スタジオと放送所を併設）の設置が決定した<sup>14</sup>。

こうして北海道（札幌）、東北（仙台）、中国（広島）、九州（熊本）の地方支部が新設され、既存の3支部と合わせ全国が7地区に分割された。各地方通信局との連携の下、地方支部は放送局設立に着手することになる。各支部の運営を所掌する支部理事会には、立地都市および周辺県から商工会議所会頭などの有力者が名を連ねることになり、その後進められる出資者募集を通じ、地域との人的・資金的関係も強固なものとなっていくのである<sup>15</sup>。

設立当初の各支部に課せられた最大の役務は、協会への出資者である会員の獲得であった。発足間もない協会の財政状況は厳しく、また政府からの資金的補助もないことから、地方支部及び放送施設の設立費用は全額が地元負担とされ、建設資金の不足分は各地方支部が銀行借入によって支弁することが求められた。しかし、当時まだラジオ放送に対する世間一般の理解は低く、昭和金融恐慌による厳しい経済状況にもあった。しかも、通信省は協会の信用力拡大のために会員募集対象を地方名望家や企業・自治体などに限定し、投機家を排除したことから、さらにその獲得は難航することになった<sup>16</sup>。

このため特に会員獲得で苦戦した東北支部では、8名の役員のうち支部理事長ほか5名を金融機関役員が占めることになった。一方で新聞関係者は東北、中国、九州の3支部においては東北支部監事に一力次郎河北新聞社副社長が就いたのみであった<sup>17</sup>。各支部の地元有力新聞がローカルニュースの提供を行うことになったものの、協会が公益社団法人という経営形態を取っていたことやニュース放送による新聞事業圧迫への危惧などもあり、戦後のような新聞経営者による積極的な放送局運営への参画は見られなかったのである。

各地方支部には周辺地域を広域エリアでカバーすべく、放送出力10kWと比

14 『同上書』、pp.34-35。

15 『同上書』、p.30。

16 日本放送協会編（1951）『前掲書』、pp.364-367。

17 広島中央放送局（1940）『広島中央放送局開局十年史』p.32、NHK仙台放送局（1998）『回想あの日あの時 NHK仙台放送局開局70周年』pp.14-15、NHK福岡放送局（1962）『NHK福岡放送局史』。

較的大規模な放送局（以下、地方基幹局）<sup>18</sup>が設置されることになり、1928年に入ると相次いで開局を迎えた。1928年11月5日に各局間を結ぶ全国中継連絡線が完成すると、局間の番組交換が可能になり、番組制作能力に劣る地方基幹局でも東京、大阪局制作番組の利用によって、限られた人員と資金で自主編成体制が維持可能となっていく。一方で、一般ニュースの全国中継放送は新聞社の協力が得られなかったことから大きく遅れ、1930年に新聞聯合社、日本電報通信社との通信契約締結により実現することになる<sup>19</sup>。

協会発足時、東京放送局に吸収される形となった大阪放送局からの強固な主張もあり、協会は本部の強制力が弱く地方支部の権限が相対的に大きな地方分権的組織構造がとられていた<sup>20</sup>。さらに地域の有力者や企業、地方公共団体の多くが会員となり出資関係が形成されたことや、上述のように開局時より番組の自主編成がなされていたこともあり、1934年の協会改組までの期間の各地方支部の運営は自立性の高いものであった。各地方支部には支部理事会が置かれ、この支部理事のうちの一部が本部理事も兼任するという制度が採られていた。このため本部は各支部間の調整役に過ぎず、協会全体での効率的運営も十分果たせない状況であった。影響は番組編成面に顕著に表れ、編成の最終権限が地方局にあったことから、全国中継放送が各局の都合でローカル番組に差し替えられる事態も頻発していた<sup>21</sup>。このような地方支部主導の運営は、一元的な全国放送網の構築を志向する政府の意図からは外れたものとなっていったのである。

---

18 地方支部のおかれた札幌、仙台、広島、熊本には、地域拠点となる放送出力10kWの広域放送局が開設された。これらの局は1934年の協会改組を機に中央放送局に名称変更されるが、日本放送協会編（1951）『日本放送史』の記述に倣い、それまでの期間においてはこれらの放送局を地方基幹局とし、改組後は中央放送局と表記する。第二期計画以降、県域以下のエリアを対象に設置されていく1kW以下の小電力放送局については“地方放送局”とする。

19 山本文雄編著（1970）『日本マス・コミュニケーション史』東海大学出版会、pp.162-163。

20 日本放送協会放送史編修室（1965）『日本放送史上巻』日本放送出版協会、pp.149-153。

21 宮本吉夫（1942）『前掲書』、p.53、及び、日本放送協会編（1951）『前掲書』、pp.732-734。

### 第3節 地方放送局の多局化へ

地方支部、地方基幹局の整備に並行して、協会は全国的放送網を早期かつ効率的に実現するべく1926年10月に「第一期放送施設5か年計画」を策定した。しかし、軍事通信への影響を危惧する軍部の反対もあって、放送局の大電力化には10kWの上限が設けられた。こうした制約の下、放送局の最小配置プランとして地方基幹局の外に長野（10kW）、浜松（3kW）、弘前（3kW）、野付牛（3kW）への地方放送局設置を盛り込んだ当初案が作成された。だが、同案は、置局の根拠となる可聴範囲の測定方法に誤りがあったことや、経済情勢の悪化、建設資金を負担する既存局（東京・大阪・名古屋）側の反対もあり、地方放送局の設置において大幅に縮小・変更され、この期間に設置された地方放送局は金沢の3kW局のみであった<sup>22</sup>。同局は当初案になかったものの、金沢市では協会発足当初より地元商工団体を中心とした誘致活動が展開されていた。

計画の変更・縮小に加え国土の地形上の複雑性も影響し、各局の可聴エリアは協会の予想以上に狭く<sup>23</sup>、広大な難聴取地域が残ることになった。このため1929年からの第二期放送拡張5か年計画（以下、第二期計画）の策定においては、協会は第一期計画でみられた大規模局の効率的配置を取り止め、地方での放送エリア拡大の方策として500w以下の小電力放送局の多局設置を採用することになる。地方放送局には演奏所施設も併設され、一定のローカル放送の充実が志向されることにもなった<sup>24</sup>。そして、建設費用の負担については、全額地元負担を求めた第一期計画の方針から転換し、協会本部が全額拠出することとなった<sup>25</sup>。

第二期計画当初案において協会は、表1の“当初案予定地”に記載した40箇所を地方放送局設置予定地として選定した。既に県単位での置局の方向性が窺えるものとなっているものの、全府県への配置ではなく、また県庁所在都市以

22 金沢放送局開局50周年記念事務局（1981）『NHK金沢放送局「50年のあゆみ」』、p.4。

23 日本放送協会放送史編修室（1965）『前掲書』、p.253。

24 日本放送協会編（1951）『前掲書』、p.387。

25 広島中央放送局（1940）『前掲書』、p.133。

外もみられる。しかし、この案を諮った本部理事会では各地方支部からの異論が相次ぎ、全国的な計画案策定には至らなかった。

計画を巡って議論が紛糾した要因は、多くの地方都市が放送局誘致に名乗りを上げ、都市間、県間の競願が各地で生じたことにある。通信省はこの時点においても小電力局を効率的かつ最少設置で進めるとの基本方針を踏襲していたことに加え、周波数資源の有限性や当時普及していたラジオ受信機の性能の低さから、各地方において隣接地域に先行されるとその後の自地域への周波数割当が難しくなるとの見方が強く支配し、これが各県内、県間での誘致競争を誘発することになったのである。

その結果、第二期計画最終決定案（1929年）に盛り込まれた設置予定地は表中★印の付いた5局のみに留められ、以降、地方放送局は単年度毎に置局計画を決定することになる。

表1 第二期放送施設五か年計画当初案とその後の地方放送局設置

支部別	当初案予定地 (電力:ワット)	開局年 開局時電力	支部別	当初案予定地 (電力:ワット)	開局年 開局時電力
北海道	函館(200)	◆1932年 500w	関東	松本(200)	1938年 500w
	旭川(200)	◆1933年 300w		高田(200)	—
	室蘭(200)	(臨時 1942年)		甲府(200)	1937年 500w
	釧路(200)	1938年 100w		静岡(200)	★1931年 500w
	帯広(200)	1936年 500w	東海	高岡(200)	⇒富山 1935年 500w
	野付牛(200)	⇒北見(臨時 1942年)	関西	近江八幡(500)	⇒彦根(臨時 1942年)
	留萌(200)	(臨時 1945年)		姫路(500)	(臨時 1941年)
士別(200)		徳島(500)		◆1933年 500w	
東北	青森(1000)	1943年 100w	鳥取(200)	1936年 500w	
	盛岡(500)	1938年 500w	京都(200)	★1932年 300w	
	秋田(200)	◆1932年 500w	岡山(3000)	★1931年 500w	
	角間川(500)	—	中国	高知(200)	◆1932年 500w
	山形(200)	1936年 500w	松江(500)	◆1932年 500w	
	米沢(200)	—	松山(200)	1941年 300w	
	酒田(200)	⇒鶴岡(臨時 1942年)	九州	福岡(200)	★1930年 500w
若松(200)	(臨時 1942年)	小倉(200)		◆1931年 1000w	
二本松(500)	⇒福島 1941年 100w	長崎(200)		◆1933年 500w	
	⇒郡山 1941年 300w	鹿児島(200)		1935年 500w	
関東	新潟(500)	★1931年 500w	大分(200)	1941年 500w	
	長岡(500)	(臨時 1942年)	佐土原(200)	⇒宮崎 1937年 500w	
	長野(200)	★1931年 500w			

資料：日本放送協会放送史編修室(1965)『日本放送史 上巻』日本放送出版協会、pp.261-263、及び各放送局沿革史をもとに筆者作成。

注1：設置の施行における★印は第二期放送拡張計画に盛り込まれた5局、◆は1933年度末までに開局した局である。

注2：臨時とは臨時放送所の略。

また、地方支部の開設と地方基幹局による放送開始は、周辺県におけるラジオ放送への関心の高まりと聴取者の増大をもたらすことになる。各地方支部も管轄内の都市を巡回しての映画講演会、放送実験などのイベントの開催や、公開中継放送の実施など、積極的なPR活動を展開した<sup>26</sup>。これにより、日本海側など地形的条件のため放送を享受できない地域においても、ラジオ放送への関心が惹起されたのである。

他方で、放送の受信環境が良好な地域においても地域独自の放送局を求め誘致運動が早期に立ち上げられるケースもあった。松山市の場合、海上は放送電波を遮蔽するものもなく広島放送局の電波の受信状況も良好であったが、県知事や市長が住民に向けた番組に出演する場合でも、わざわざ広島に行く必要があった。こうしたことへの不満から、松山商工会議所を中心とした放送局誘致運動が1931年に開始されている<sup>27</sup>。

設置都市選定においては、受信環境が改善されていない地域のほか、人口の稠密な地域、平野部が優先された<sup>28</sup>。聴取料契約者数の増大への寄与が重視されるとともに、地元における誘致気運の高さも重要な判断材料とされた。都市部に比べ地方農村部でのラジオ普及が立ち遅れていたこともあり<sup>29</sup>、協会が地方放送局の設置をその促進手段として期待していた側面もあった。誘致を進める各都市でも、官民一体となつての加入開発の取組みが展開されるようになる。

競願の対処や過密化する周波数事情も影響し、1933年度末までの第二期計画中に開局に至った地方放送局は13局と当初案の半分以下に留まった（表1中、★、◆が付記された都市）。このため地方では未設置県が多く残り、誘致運動をさらに激化させることになる。

第二期計画は1933年度末をもって完了したが、1931年の満州事変以降、政府のなかでの勢力を強めた軍部は、国家宣伝、思想統一の手段としてのメディア

26 日本放送協会放送史編修室 (1965) 『前掲書』、pp.283-285。

27 NHK松山放送局編 (1981) 『NHK松山放送局開局40周年記念誌』、p.16。

28 NHK広島放送局六〇年史編集委員会 (1988) 『NHK広島放送局六〇年史』、p.45。

29 日本放送協会放送史編修室 (1965) 『前掲書』、p.288。

の有効性、とりわけ放送の影響力の大きさに着目し、協会に対し影響力を行使するようになる。1934年5月の協会の改組もこうした動向を反映したものとなり、中央集権的な組織構造への再編と統制強化が実施されていくことになる。支部制は廃止され、東京に本部、地方支部所在地には中央放送局が設置される。支部に置かれた理事会は廃止され、役員は全て本部所属となった。その人事は通信大臣の指名により通信関係者が占め、これまで役員として支部の運営に携わってきた民間人は排除されていった。事業計画や予算、人事などは全て本部の専管事項となり、番組編成においても本部に設置された「放送審議会」により全国一元化が進められ、支部に与えられていた権限は剥奪されたのである<sup>30</sup>。

協会改組に合わせて公表された第三期放送拡張五か年計画においては、100kWを超える大規模放送局の設置という大電力方式が導入され、ここに“大電力主義と小電力局多数設置の併用”が実現することになる。

#### 第4節 大電力局構想とその顛末

大電力方式の採用の背景には、外国電波による受信障害の発生があった<sup>31</sup>。1932年8月に中国の南京中央広播無線大電台が75kWでの試験放送を開始したことで、北部九州地方を中心に深刻な混信障害がもたらされた。同局の周波数は福岡放送局と同一の680kHzで、同年11月13日の本放送開始より日本語での宣伝放送も実施されるようになる。これに先立って、北海道、東北地域においてはソ連の電波による混信障害が生じていた。こうした状況から、軍部において電波の国防対策への関心が高まり、外来電波に対する防衛手段として100kW級の大電力放送局の早期建設が主張されるようになる。これに対し通信省側は、混信対策としての効果には懐疑的であったものの、多数の小電力放送局建設に伴う放送周波数割当に苦慮しており、放送施設集約を図る手段として、欧州ではすでに導入されていた大電力局設置への期待を有していたとされる。

---

30 『同上書』、pp.312-313。

31 『同上書』、pp.326-327。

大電力化については、まず東京放送局で施行、その経過を見て逐次九州、大阪で実施するとの方針が定められ、1934年9月東京大電力放送所建設に対する通信大臣の認可が下された。設計開発は国内メーカーに委ねられたが、当時はまだ国内電子工業は欧米に比べ立ち遅れており、この国産主義が計画を大幅に遅らせる要因となったのである。放送施設の建設着工は1936年4月にずれ込み、送信出力150kWで第二放送も備えた二重放送局として完成に至ったのは1937年12月であった。資材や営繕費の高騰、工期の長期化により、建設経費は当初予算を大幅に上回るようになった<sup>32</sup>。

大電力放送局設置が通信省内で検討され始めるとともに、小電力局設置への抑制が見られるようになった。1932年度は当初13局の小電力局が設置予定であったが、実際の設置は表2において下線付で示す福井他6局に留まった。1933年度は前年漏れた都市を含めて設置箇所が審議され8都市が選定されたものの、協会が改組されたこともあり小電力局建設は延期となった<sup>33</sup>。第三期計画においては、大電力優先、小電力局抑制が鮮明となり、設置が決定したのは東京、大阪、北部九州に設置予定の大電力局の放送エリアから外れた都市となっている。

表2 各放送施設五か年計画の特徴

計画名	実施年度(通信省認可日)	設置都市	下線付は期間内に設置	実施、特徴
第2期計画	昭和6年度	1931年1月	新潟、秋田、高知、松江、小倉	当初案より盛り込まれた都市。
	昭和7年度	1932年1月25日	福井、徳島、前橋、旭川、浜松、長崎、(未実施:鹿児島、富山、甲府、福島、青森、水戸、宇都宮)	外国電波問題の顕在化による計画変更。
	昭和8年度	1932年11月2日	(未実施:鹿児島、富山、甲府、福島、青森、姫路、松山、大分)	前年度未実施都市についての再検討。大電力放送施設優先のため実施せず。
第3期計画	昭和10年度	1934年9月5日	鹿児島、富山 (留保:松山)	
	昭和11年度	1934年9月6日	甲府、鳥取、宮崎、山形、帯広	大電力放送局のエリア外への置局。3年で10局程度。
	昭和12年度	1936年10月30日	松本、盛岡、弘前、釧路	
最終置局計画	昭和13、14年度	1938年1月20日	尾道、防府、松山、大分、福島、郡山、青森、那覇、豊原	各県内第2局、福岡大電力局エリア内、ローカル放送拡充。
	昭和15、16年度	1938年1月20日	長岡、呉、佐世保、岩代若松、鶴岡、野付牛	臨時中継放送所として設置。

資料:通信省(1940)『通信事業史』第四巻、pp.952-954を基に筆者作成。

32 1936年11月3日『東京朝日新聞』朝刊11面、及び、土岐重助(1937)「東京大電力放送の聴取上の影響」『放送』第7巻第9号、日本放送協会、pp.6-9。

33 通信省(1940)『通信事業史』第四巻、通信協会、pp.952-954。

東京の大電力二重放送化に予想以上の期間と費用を要したことで、九州・大阪への設置は大幅に遅れることになる。混信障害を考慮して九州を優先的に進めることになっていたが、被害が北部九州地方で特に激しいことに加え、大電力化で中国四国地方を広く放送エリアに収められる利点もあることから、逓信省は当初九州においては小倉放送局の大電力二重放送化を有望視していた<sup>34</sup>。しかし、1933年に九州への大電力放送局設置が協会本部で決まると、熊本局と福岡局も名乗りを上げ三つ巴の状況になり<sup>35</sup>、その選考に期間を要することになる。その後、熊本放送局への対抗から自局の大電力化に固執する福岡放送局の強い働きかけもあり、1939年12月100kw大電力二重放送局の設置箇所は福岡に決定し<sup>36</sup>、1942年6月完成予定での建設計画が立てられた。

しかし戦時体制の下、資材統制が強化されたことで鋼材が調達できず、1941年度には局舎・鉄塔建設は行き詰まることになる。さらに同年の太平洋戦争開戦を機に電波管制が敷かれることになり、中波放送による敵機誘導を避けるべく、各放送局の減力や同一周波数化等の放送電波の防空体制が進められた<sup>37</sup>。こうした状況下で大電力放送局の必要性は無くなり、本土爆撃の際の目標物になることも憂慮され、1944年2月その建設は無期限延期となったのである。

大電力の建設が膠着する一方で、1937年頃より、大電力局優先策の下でそのエリアに包含されるとの理由からこれまで地方放送局設置が見送られていた愛媛県や大分県などにおいても、協会はローカル放送の拡充を名目に小電力局設置を検討するようになる。そして最終置局計画として表3にもある尾道他9都市への設置が決定した。これにより、東北、中国、四国、九州の各地区では香川県と佐賀県を除いた各県に地方放送局設置が実現する。福島市と郡山市の県内二都市間で放送局誘致競争が展開された福島県では両市同時の二局設置となり、広島県や青森県でもそれぞれ県内第二局の設置が決定した。その一方で、

34 『防長新聞』1937年2月4日付朝刊1面。

35 NHK福岡放送局編（1962）『前掲書』、pp.124-127。

36 逓信省（1940）『前掲書』、p.955。

37 日本放送協会放送史編修室（1965）『前掲書』、pp.327-328。

東京、大阪、名古屋の3局の放送エリアにおいては、この間に設置された地方放送局は京都のみであった。

ローカル放送拡充を主目的の一つとして設置された地方放送局ではあったが、放送の全国一元化の進展の中で独自編成番組は大幅に減少していく。1941年12月の開戦以降は電波管制が布かれ、放送番組への厳しい検閲が行われるようになるとともにローカル放送の実施は更に減少し、実質的には地方放送局は中継局としての機能しか果たせなくなっていく。一方で各地方放送局の主たる業務となったのは、有事情報網としてのラジオの普及徹底と聴取者増進を図る加入開発であった<sup>38</sup>。

地方放送局の放送出力低減や同一周波数放送の実施に伴い生じた聴取困難地域対策として、臨時中継放送所が全国各地に設置されることとなった。1941年に水戸、姫路など16局が設置されると、東京、大阪などの広域放送圏の周縁地や山間部の難聴取地域に設置が進められ、1944年には43局に上った。臨時中継放送所は番組の自主編成機能を持たず、その多くの送信出力は50wと非常に小規模なものであった<sup>39</sup>。

## 第5節 置局方針の変遷と地域間競争の推移

本節では全国放送網構築期の地方への放送局設置過程について、協会と行政当局の置局政策の変遷との関係から整理と考察を行ってきた。

まず、第一期の地方支部、地方基幹局の設立と以降の地方放送局の設置の間には、その設立に関する財源や地域との結合、放送への注目度において大きな相違がみられた。地方支部、地方基幹局の設立にあたっては、建物及び放送施設建設は完全地元負担とされ、開局後も地元民間を中心に選ばれた支部理事会によって自主性の高い運営が行われたといえる。

38 福島放送局 (1942) 『放送一年を顧みて 昭和十六年度業務概要』。

39 日本放送協会放送史編修室 (1965) 『前掲書』、pp.610-611。

表3 日本放送協会のを放送施設めぐる都市間競争

期間	計画	目的	主な例（下線付は期間中に設置）
1927年～	第一期	地方支部設置 広域中枢機能	九州支部：熊本、福岡、長崎
1929年～	第二期	小電力多局化 県間競争 県内競争	松江－米子、小倉－下関 長野－松本、大分－別府
1934年～	第三期	大電力化・小電力設置	北部九州大電力 白 愛媛、大分、山口
		大電力局設置	福岡、熊本、小倉(福岡に決まるも未着手)
		ローカル放送拡充 一県二局	松本、弘前・青森、福島・郡山、尾道、 防府・山口演奏所

資料：各都市に立地するNHK放送局沿革史、商工会議所史をもとに筆者作成。

注：時期については資料より判別できる範囲で記載した。

これに対し第二期計画以降の地方放送局設置においては、その運営や人事は協会の専管事項となった。しかし、建設費用は協会の負担となったことで地方の負担が大幅に削減され、ラジオに対する関心は大衆のみならず各地域の権力者においても急速に高まっていた。このため、多くの地方都市で放送局誘致運動が立ち上げられ、各地で激しい誘致競争が展開された。表3に挙げるように、この地域間競争は協会の置局方針の転換に対応する形で、時期ごとに都市間競争の対象となる放送地域は広域圏から県域、旧藩域（都市圏域）へと細分化されていく。

協会設立当初の通信省は、全国放送網の早期かつ低負担での構築のため効率的な放送局配置を重視しており、県単位で執行されている地方行政の実情への配慮は副次的なものにとどまっていた。しかし、複雑な国土の地形的条件などもあり補完的に小電力局の多数設置が進められることになる。この過程において県単位の置局、県庁所在都市への設置が事実上の置局基準となる一方で、関東、関西、東海等の大都市圏においては広域放送圏が設定され、域内の県庁所在地には地方放送局がほとんど設置されなかった。こうして三大都市圏においては大電力主義の徹底と、その他地域での小電力局多数設置という形で両方針は併用されることになったのである。

1934年の改組を契機に、地方分権的組織構造は中央集権的なものへと改変され、協会の運営に軍部の意向が強く反映されるようになった。そして、外国電

波対策や周波数過密対策として大電力放送局の設置が導入されたものの、資材難などの影響で東京を除いて大電力化は進まず、実際には難聴取地域解消とローカル放送拡充を目的とした小電力多局化が踏襲されていく。その結果、地方においてはほぼ一県一局の設置が達成され、複数都市において誘致競争が展開された多くの県では、地方放送局の一県二局化が図られた。地域の定義が不明確なまま、地域ごとの事情に合わせた裁量的な置局を行ったことが、地方放送局の過剰設置をもたらすことになったといえる。

次節においては、山口県の事例を取り上げ、本節で扱った協会の置局方針の転換という外部環境の変化への、地方の対応について実証的な分析を進めていくとする。山口県は6都市が名乗りを上げるという全国で最も熾烈な誘致競争が展開された地域であり、隣接する福岡県への大電力放送局設置計画の影響も大きく蒙ることになる。同県の事例分析を通じて、地方での誘致運動の担い手、そして県域での利害関係の対立と調整過程についても考察していく。

## 第2章 山口県における放送局をめぐる都市間競争

### 第1節 山口県の位置付け

本章を進めるに先立って、昭和戦前期における山口県の県勢の全国的位置づけについて説明しておきたい。1930年度の指標について道府県順位を見てみると、山口県は47道府県中、面積では23位、人口は25位と中位にあった。さらに域内経済規模においては、本州と九州、大陸植民地との交易拠点であり漁業基地としても発展した下関市を有し、宇部などの石炭産業の興隆もあり、全道府県中13位と上位に位置していた<sup>40</sup>。

当時協会は三大都市圏以外への地方放送局の置局では人口や経済規模の比較

---

40 人口については1930年『国勢調査』、域内経済規模については国民経済研究協会推計『1930年府県別国民所得』の数値を用いた。

の上位の県を優先する傾向にあったものの、山口県はそうした対応の対象とならなかった。1929年の第二期計画当初案においても、松江、岡山、鳥取への設置が盛り込まれる中であって<sup>41</sup>、中国地方の未設置県で唯一同県からは選定がなかった。

その要因としては、第一に中国支部の中枢である広島放送局（10kW）と1933年開局の小倉放送局（1000w）という比較的規模の大きな放送所が近隣において早期に開局し、地域の大部分がその放送エリアに包含されたことが挙げられる。協会としてはこれらの局の電波により、山口県の大部分地域が一定以上の感度での放送受信が可能であることから、放送局新設の喫緊性は低いと判断したものと考えられる。第二の要因としては、山口市の立地と県内の分散的な都市構造がある。県庁所在都市の山口市は地理的には県の中心部に位置するものの、周辺を山に囲まれた盆地に位置し、放送所設置には好適ではなかった。これに対し、人口及び経済力で県内第一位（以下、県内最大都市と表記）である下関市、いずれも第二位の宇部市は、県の最西部に位置し、関門海峡をはさんで小倉市とは近接しており、小倉放送局の放送エリアに既に包含されていた。このように放送局設置にとって好適であるはずの県庁所在都市、県内最大都市が、いずれも地勢的条件から立地が難しい状況にあったのである。そして、第三の要因として、こうした地域性ゆえに他県のような県を挙げての放送局誘致の気運が盛り上がらなかったことが挙げられる。

## 第2節 誘致活動の嚆矢

山口県内での放送局誘致運動の嚆矢となるのは、1930年の中国支部への要望書（「小放送局設置方二付要望」）の提出にはじまる下関商工会議所の取組みである。下関商工会議所会頭も務めた貴族院議員の林平四郎は、協会中国支部の理事も兼任しており、下関への放送局誘致に高い意欲を持っていた。当時の協

---

41 当時、岡山市（及び岡山県中東部）と鳥取市（及び鳥取県東部）は関西支部管轄となっていた。

会は第二期計画の策定期にあり、要望書では地理的にも近接し経済的繋がり強い福岡県北九州地区及び山口県中央部までをサービスエリアとする放送局の下関市への設置が要請された<sup>42</sup>。一方、対岸の小倉商工会議所では1929年8月から陳情活動を開始しており<sup>43</sup>、小倉市とも連携して設置期成会を組織するなど、下関に先行する形で誘致運動を展開していた。関門海峡を挟んだ両市の誘致競争は、先行して誘致活動を展開し、地域の経済力でも優位に立つ小倉市が選定されるという結果に終わったのである。

小倉放送局の開局により山口県西部の受信環境は良好なものとなったが、九州支部に属する同局の放送内容では中国地方、山口県のニュース・情報がほとんど扱われなかった。こうした状況への不満から下関商工会議所は1932年4月小倉放送局に対し、山口県及び下関市の経済市況と名所案内を放送に盛り込むよう要望書を提出している<sup>44</sup>。山口県全域を管轄区域とし聴取契約料徴収を担当する中国支部にとっても、下関市など山口県西部が九州支部の放送の聴取エリアとなることは好ましいとはいえない状況であったが、近接する小倉市への放送局設置によって下関市への設置の可能性は事実上閉ざされたのである。

しかし、山口県が放送局未設置県として取り残され、広島と小倉の県外二局の電波によって県域が分断される状況に対しては、県内各地でも不満が高まっていく。そして1933年に入ると、商工団体や市役所・町役場が中心となって、山口県域を対象とした放送局誘致運動を展開する都市が相次いで出現することになる。なかでもいち早く動いたのが防府町で、1933年武光一町長が放送局誘致を打ち出した。次いで、同年12月に山口商工会が山口市会と連携しラジオ放送局誘致活動を開始する<sup>45</sup>。その後1934年から1935年にかけて下関市、宇部

---

42 下関商工会議所編 (1940)『下関商工会議所五十年史』、pp.177-178。

43 小倉商工会議所事務局 (1943)『小倉商工会議所史』、p.9。及び、北九州市史編さん委員会 (1986)『北九州市史』近代・現代 (教育・文化)、pp.747-749。

44 下関商工会議所編 (1940)『前掲書』、p.190。

45 山口商工会議所創立100周年記念事業実行委員会 (2008)『山口商工会議所創立100周年記念誌』山口商工会議所、pp.20-21。及び、『防長新聞』1933年12月1日朝刊2面。

市、岩国町、小郡町などでも相次いで誘致運動が起こっている<sup>46</sup>。その中でも、町長を中心にいち早く誘致運動に取り組んだ防府町と、県庁所在都市として同様に市会・市役所と商工会が連携して誘致運動を進める山口市が他を先行していた。

山口県において他県に見られないほど多数の都市が誘致に乗り出した要因として、先述した同県の都市構造が指摘できる。山口市の人口や地域経済力が県庁所在都市としては相対的に弱い一方で、有力都市が複数存在する分散的都市構造となっている。さらに山口市において誘致運動開始が遅れたことも、他都市の誘致気運を高める誘因となったといえる。これらの点について当時の統計データをもとに分析してみたい。

表4にもあるように、山口市の市制施行は1929年と遅く、周辺町村の編入も遅れ人口は3万人台で停滞し、人口の全県に占める割合も横ばいで推移している。これに対し防府町は、市制施行前の1935年時点で3万人を超え山口市に匹敵した人口水準となっており、周辺3町村（中関町・華城村・牟礼村）との合併により山口市の人口を超越することになる。さらに表5の1938年の生産価格統計より商業を除いた産業構造を推測すると、山口市は他都市に比べ鉱工業などの基盤産業の弱さが顕著であった。これが市の税収基盤の狭隘性に繋がり、さらには商工業団体の組織的発展を妨げることにもなったのである。

表4 山口県各都市の人口

	市制施行	1920年		1925年		1930年		1935年		1940年	
		実数(人)	対県比率	実数(人)	対県比率	実数(人)	対県比率	実数(人)	対県比率	実数(人)	対県比率
山口県	—	1,041,013	100%	1,094,544	100%	1,135,637	100%	1,190,542	100%	1,294,242	100%
下関市	1889年	95,105	9.1%	112,112	10.2%	120,966	10.7%	132,737	11.1%	196,022	15.1%
宇部市	1921年	41,659	4.0%	52,523	4.8%	65,601	5.8%	76,642	6.4%	100,680	7.8%
山口市	1929年	27,868	2.7%	31,010	2.8%	32,385	2.9%	34,803	2.9%	34,579	2.7%
萩市	1932年	29,922	2.9%	33,225	3.0%	32,106	2.8%	32,587	2.7%	32,270	2.5%
徳山市	1935年	19,114	1.8%	20,615	1.9%	22,743	2.0%	32,062	2.7%	38,419	3.0%
防府市	1936年	21,325	2.0%	23,212	2.1%	24,373	2.1%	30,606	2.6%	58,890	4.6%
下松市	1939年	8,192	0.8%	8,580	0.8%	10,174	0.9%	12,689	1.1%	33,212	2.6%
岩国市	1940年	11,008	1.1%	11,798	1.1%	12,476	1.1%	13,225	1.1%	51,045	3.9%

資料：国勢調査各年度版を基に作成。

注：斜字は市制施行前。山口市は山口町、萩市は萩町、徳山市は徳山町、防府市は防府町、下松市は下松町、岩国市は岩国町

46 宇部市においては、宇部商工会議所が1935年に放送局誘致の陳情書を協会に提出している（宇部商工会議所（1974）『宇部商工会議所40年史』、p.42）。

表5 生産価格統計(1938年)

(単位：万円)	総額	農林水産	水産	工業	鉱業
山口県	54,875	7,187	3,288	38,978	3,436
下関市	6,462	134	1,513	4,762	8
宇部市	7,920	122	136	5,463	2,160
山口市	348	72	1	226	1
萩市	776	91	387	252	2
徳山市	4,843	33	3	4,782	18
防府市	3,117	263	103	2,729	1

資料：山口県『山口県統計書』1935年版。

### 第3節 県誘致連盟の結成と都市選定

複数都市による誘致競争が展開され、県として結束した運動が阻害されるなか、結果として山口県への放送局設置がさらに立ち遅れることへの危惧も当時の県内で高まっていくことになる。1936年12月には伊藤三樹三県会議長を中心に誘致に立候補した4都市（下関市、防府市、宇部市、山口市）選出の県会議員が連名で、県に対し県下へのラジオ放送局設置に向け最善の努力を払うことを要求する意見書を提出している<sup>47</sup>。

そして、翌年1月には伊藤県会議長を会長とした放送局山口県誘致連盟が結成された。同連盟は誘致における都市間の利害対立による選定の泥沼化を避け、山口県への放送局誘致を早期に確定するために、挙県一致で協調することを目的に結成された組織であった。1937年1月に日本放送協会あてに提出された陳情書にもこの意図は強く表れており、「設置の場所は之れを県下何れの地方たるを問うことなく放送当局の研究決定に一任致すべくに付き」と、県内での設置箇所選定は全権を協会に委ねる旨が盛り込まれている<sup>48</sup>。近接する小倉放送局の100kW大電力化も有力視されていた当時において、山口県という県域を一つの独立した放送エリアとして協会に認識させることが、第一に重要であった。そのためには利害対立関係にあった県内各都市が、山口県議会の主導により、山口県への放送局設置の早期実現という共通目的の下結束することになったのである。

47 『昭和十一年山口縣通常縣會議録』所収。

48 放送局山口県誘致連盟「陳情書」『昭和十二年放送局誘致一件』所収。

こうした山口県の動向に対し、協会側はどのような対応をとったのか。1937年2月、伊藤県会議長、武光防府市長が相次いで協会に陳情に訪れたことが『防長新聞』で報道されている<sup>49</sup>。両者に対する協会側の回答を要約すると以下の点が挙げられている。①協会側では満州における聴取性能を向上させるために小倉放送局の強電力化を決定済み。②小倉の大電力化で山口県下に設置する必要はない。③しかし、ローカル放送の必要性から内務省及び各県より地方放送局設置の要請が出ているため、協会としても対応を検討中である。④山口県でも各県一致の誘致活動を行う必要がある。

このうち、①においては、大陸に近い九州北部に大電力放送局を設置し、植民地の同胞向けの放送を行うよう軍部及び拓務省からの要請が協会側にあった<sup>50</sup>ことを受けてのものと考えられる。一方、②、③、④から、大電力化導入によって同県への難聴取地域解消を目的とした地方放送局設置の必要はないと断っているものの、ローカル放送つまり県域放送の拡充のための置局には含みを持たせ、県を挙げた誘致活動を求めている。

大電力化の導入により1934年以降、逓信省は地方放送局の新設を抑制するようになったが、山口県に限らず未設置県からの要求も強く、1937年になると小電力局を放送におけるローカル性向上を担う大電力化の補完手段と捉え、これらの地域への設置を再開することになるのである。

この放送局山口県誘致連盟による都市選定の協会への一任決定が、決め手には欠けるものの県内の他候補都市との比較において優位性を持つ防府市に有利に働くことになったものと考えられる。山口市に対しては地理的条件の外、交通・通信上の優位性があった。両市とも山口県の地理上の中心近くに位置しているが、山口市は周囲を山に囲まれた盆地にあり、送信所設置に不適當なのに対し、臨海部に位置する防府市は市域に県下最大の平野も広がり、放送電波の

---

49 伊藤議長の陳情活動については『防長新聞』1937年2月4日付朝刊1面、武光防府市長については『防長新聞』1937年2月15日朝刊4面。

50 『大分新聞』1933年6月9日夕刊2面。

送信地設置には好適であった。交通面では、山口市は幹線鉄道である山陽本線から外れているのに対し、防府市は山陽本線上に位置し防府駅には特急列車も停車するなど<sup>51</sup>、県内各地および県外からのアクセスという点ではより高い利便性を有していた。さらに防府市内には協会専用の通信回線である全国中継連絡線が通っており、防府市に設置すれば回線の分岐、引き込みの費用を節減することが可能であった<sup>52</sup>。

一方、下関市や宇部市は人口や経済力の面では防府市を上回るものの、小倉放送局に近接しているという地理的不利性が否めない上、県内における重要情報が集積する行政の中心地である山口市へのアクセスという点でも両市は条件が劣っていた。小郡町は山口線と山陽本線の接続する鉄道の要衝であり、その後山口市に編入されるという経緯もあって、山口市が小郡町を支援に回れば防府市以上に有力な候補地となりえたことを武光元防府市長ものに認めている<sup>53</sup>が、そのような連携もみられなかったことも防府市にとって好都合であった。

#### 第4節 防府市と山口市の誘致競争

次に、放送局誘致運動が防府市と山口市で展開された1930年代における両都市の当時の状況と、この運動の地域における位置づけについて見ていきたい。いずれの誘致運動においても市役所（町役場）と商工団体が主導的な役割を担っており、また両市ともに当時は大きな転換期にあった。

1930年代初頭、防府町においては“大防府市建設”の名の下に市制施行に向けた取組みが本格化していた。周辺町村の編入による市昇格の人口基準である3万人超過の実現と財政基盤の強化、臨海部への工場の誘致による税収と雇用の増大、そして出先機関の誘致による行政面での中心性向上が推し進められていた。そもそも防府町は明治期より複数にわたって県庁移転運動を展開するな

51 鉄道省編纂 (1934) 『汽車時間表 昭和9年12月号』第10巻12号〔鉄道博物館所蔵〕。

52 防府市役所「防府市への放送局設置の要請」『昭和十二年放送局誘致一件』所収（防府市役所所蔵）。

53 NHK山口放送局編 (2005) 『いまを伝えつづけて』、p.103。

ど<sup>54</sup>、山口市への対抗意識が強い土地柄であり、国の出先機関のほかにも、工業試験場や空港などの県レベルでの拠点施設や各種高等学校等の教育施設の誘致を積極的に進め、山口市や下関市などと度々誘致合戦を展開していた。こうした状況にあって、当時大衆の関心も高く、県域での情報発信の中核機能を有するものと期待されていた放送局の誘致は格好の目標となったといえる。

防府町は1936年に市制施行を果たしたが、これに合わせて町長の指導の下、商工業団体の再編が行われた。それまで北部の防府商参会と南部の三田尻実業会に地域的に二分されていたものが合同され、全市を包括する防府商工会が設立されたのである<sup>55</sup>。

1937年1月の「放送局山口県誘致連盟」設立とほぼ同時期、防府商工会は防府市会と連携し「防府放送局誘致期成同盟会」を結成<sup>56</sup>し、武光市長を中心とした誘致活動を積極的に支援していくことになる。先に述べたような防府市の優位性について協会や通信省への陳情活動でアピールするとともに、中央とのパイプを有する地元出身有力者への協力を要請し、電波行政の動向に関する情報入手においても山口市に対し有利に進めることになる。

一方、同時期の山口市においては、山口商工会の商工会議所への昇格準備が進められていたが、山口市の商工業基盤の弱さもありその進捗は滞っていた。商工会議所昇格を進めた背景には、商工会は法的根拠を持たない任意団体に過ぎず、会費徴収にあたって強制力がなく財政基盤が脆弱で、事業に取り組むたびに寄付金に頼らざるを得なかったという当時の同会の苦しい事情があった。商工会議所は1927年施行の商工会議所法に基づく特殊法人であり、同法第38条において会費の強制徴収制度も保障されていた<sup>57</sup>。しかし、山口商工会の場合、加入率が市内商工業者の1割程度に留まっていたことや、当時の山口市には大企業が少なく強制徴収制度による収入増大も大きく見込めないことなど

54 山口市史編纂委員会（1955）『山口市史』通史編、pp.281-286。

55 防府市史編纂委員会（1998）『防府市史』通史Ⅲ近代・現代、p.272。

56 『同上書』、p.357。

57 日本商工会議所（1978）『商工会議所制度100年の歩み』、pp.67-74。

が、昇格運動の進捗を阻害することとなる。その結果、山口商工会議所設立が実現したのは、1937年3月であった<sup>58</sup>。他県の県庁所在都市の多くや下関市などは1927年の商工会議所法公布間もなく商工会議所を設置しているなかにおいて、その設立は大きく立ち遅れたといえる。既に山口県内での放送局設置場所選定が佳境に入っており、誘致体制の確立に出遅れた山口市は防府市の後塵を拝する結果となった。

ただし、山口市は防府市への地方放送局設置が内定した1937年10月を契機に、県知事に働きかけ<sup>59</sup>を行うなど巻き返しを図るようになる。立地面では条件が劣るものの、山口市には県庁をはじめとする各種機関が立地し県の行政の中心であることから、地域の重要情報入手における優位性や県知事等の県要人の番組出演における利便性を活かすべく、番組制作を担う演奏所を対象を絞って誘致活動を展開することになる。

この後、1937年12月16日の協会本部理事会にて、防府市へ演奏所を併設した地方放送局設置が正式決定した。この場では山口市への演奏所設置が見送られたものの、1939年に正式決定し、防府放送局と同時開局を目指し建設が進められることになる<sup>60</sup>。

競願により放送局設置の選に洩れた都市に対し演奏所施設が設置されることは、前述の福岡市の先例があるものの極めて異例であり、山口市陣営の働きかけを受けての決定と考えるのが妥当であろう。演奏所設置に際しては山口市から建設用地の寄付が行われることになり、市内野田御殿前の田地104坪が供されることになった。用地の買収と整地に合わせておよそ1600円の費用が必要となったが、県からも500円の交付金が下りており<sup>61</sup>、誘致に際しての県の協力を示すものといえる。

深刻な物資難を受けて、防府放送局、山口演奏所ともにその建設は大幅に遅

58 山口商工会議所創立100周年記念事業実行委員会 (2008) 『前掲書』、pp.20-21。

59 武光一防府元市長の述懐による。(NHK山口放送局 (2005) 『前掲書』、p.103)。

60 『日本放送協会昭和十四年度事業報告』 p.3。

61 『防長新聞』1939年9月17日朝刊2面。

れることになった。防府放送局は1940年に規模を縮小して建設が施行され、1941年4月に開局に至った。山口演奏所は防府放送局開局に間に合わず、開局は1年後の1942年4月となった。

では、両施設の開局後の使用状況はどうであったか。防府放送局の開局した1941年4月の時点で、協会の番組編成は軍部の意向を受けた全国放送中心のものとなり、地方放送局の独自編成番組は時間、回数ともに大幅に縮小されていた。さらに同年12月の太平洋戦争開戦以降、電波管制が施行され、翌年1月25日までローカル放送は天気予報に至るまですべて停止された。その後復活したものの、戦局の悪化とともに、ローカル放送は皆無に近い状態にまで制限されていくことになる。このような状況下で開局した山口演奏所は、専ら防空警報の放送に利用されるばかりで、戦時中は通常放送に用いられることはなかった<sup>62</sup>。

前例のない県域放送局の県庁所在都市以外への設置は、行政機関等から発信される県内重要情報の入手には障害となる可能性を内包していた。そして、防府への放送局設置が決定したことで、山口市側が自らの立地優位性の訴求を容易たらしめ、県庁の支援を取り付け、協会からも演奏所設置を引き出すことに成功したのである。こうして番組制作が可能な放送施設が県内2ヶ所に設置されたが、ローカル放送が大幅に縮小されていた当時の協会にあっては、過剰設備という面は否めなかった。そして、戦後になってローカル放送が再開し、その充実化が図られると、防府市という非県庁所在都市以外への立地に伴う弊害が顕在化することになるのである<sup>63</sup>。

---

62 NHK山口放送局（2005）『前掲書』、p105。

63 戦後のNHKへの改組以降、県域レベルでのローカル放送が重視されるようになると、県知事の出演に時間を要するなど報道や番組編成において、県庁所在都市以外への立地に伴う弊害が顕在化ようになる。このため、1962年のテレビ放送施設の建設を契機に山口市への移転が図られた。

## おわりに

本論で取り上げた協会の全国放送網構築過程を通して、三大都市圏以外の地方において一県一局体制がほぼ実現するに至った。ただし、その確立は協会や通信省という中央による一方的な推進によるものではなく、これに呼応した各地方での県間、都市間競争の帰結という側面も強かったのである。しかも、一県一局化は置局方針として明文化されることはなく、また地域の規定も曖昧なまま残された。結果として各地方の事情に合わせた弾力的な置局がなされ、有力都市を複数抱える地方県では複数局が設置されるという状況が生まれた。これは当時の周波数事情やローカル放送の実施実態等と対照しても、過剰設置ともいえる状況である。その背景として、第2章で取り上げた山口県のケースにおいて広島中央放送局による誘致運動への支援がみられたように、1933年の改組後も各地区中央放送局においては管区内の地方放送局の整備とローカル放送拡充への志向が強かったことが指摘できる。

一方で大電力主義と小電力局多数設置という置局方針の確立と敷衍には、軍事的・政治的な介入とアジア・太平洋戦争への突入が、大きな影響を及ぼすことになった。当初標榜されていた大電力方式による全国放送網建設は、軍事通信への影響を危惧する軍部の反対もあって、方針転換を余儀なくされた。その後隣国のプロパガンダ放送への対抗等の理由から100kw超の大電力化が導入されたものの、物資難などの影響を受けてその設置は遅滞し、東京以外は実現に至らなかった。そのためこれらを補完する形で、小電力局の多数設置が一貫して進められることになったのである。

各地方において放送局誘致運動が早期より多数立ち上げられ、県内、あるいは県を跨いで競争が展開された要因として、①ラジオ放送の地域内の受信環境と放送内容における地域性向上、②都市のシンボルとしての期待、③放送局が持つ強力な情報発信機能による地域の中心性の獲得が挙げられる。このうち、②、③が都市間の誘致競争を誘発する要因となった。一方で①の理由か

ら、県域での区分に満足しない都市においては旧藩・都市圏レベルでの置局が求められることになったのである。その結果として、多局化は上述の協会の支援もあり地方の要求に比較的即した形で進展したものの、戦時体制への移行の下、放送の自由とローカル放送は大幅に制限され、期待した情報発信機能は十分に発揮できない状況となったのである。

戦後になるとこうした状況への地方での不満は、NHKへのローカル放送拡充への陳情活動、一部の都市地域では民間放送局設立運動へと繋がっていく<sup>64</sup>。そして、協会創設期の地方支部運営に携わりつつも改組によって協会を追われた人材の多くは、戦後間もなくより民間放送の設立に関与していくことになる。地方支部、地方基幹局が設置された都市の多くで、放送法の策定段階より民放事業においても広域ブロック圏の放送エリアを持つ民放設立計画を立て、これが周辺県の対抗的な動きを惹起し民放の全国普及を促すことになる。このように戦前期の協会の全国放送網設立過程は、地域社会・地域経済と放送事業との関係性形成の端緒となった。そこで構築された構造が、戦後のNHKのみならず、民放の形成にも大きな影響を与えることになるのである。

#### 《参考文献》

##### 〔議会資料等〕

- ・『日本放送協会定時・臨時総会議事録』（NHK放送博物館所蔵）
- ・『（日本放送協会）年度事業報告』（同上）
- ・鉄道省編纂（1934）『汽車時間表 昭和9年12月号』第10巻12号（鉄道博物館所蔵）
- ・『昭和十一年山口県通常県会決議録』（山口県立図書館所蔵）
- ・『昭和十二年放送局誘致一件』（防府市文化財郷土資料館所蔵）

##### 〔雑 誌〕

- ・『ラジオ年鑑』各年度版、日本放送協会編、ラジオサービスセンター〔但し、雑誌名は『ラヂオ年鑑』（1931年～1941年）『ラジオ年鑑』（1942年～1948年）〕
- ・『調査月報』日本放送協会
- ・『調査時報』日本放送協会

---

64 中部日本放送（1959）『民間放送史』四季社、pp.32-35。

- ・『日本新聞年鑑』各年度版、日本新聞協会
- ・『日本放送協会報』

【書 誌】

- ・阿部和俊 (2010) 「新聞社通信局網の変遷」『近代日本の都市体系研究：経済的中枢管理機能の地域的展開』古今書院、pp.77-97
- ・NHK青森放送局開局五十周年記念誌編集委員会 (1992) 『歲月 あおもりふれあいの五十年』
- ・NHK大分放送局 (2001) 『60年のあゆみ』
- ・NHK大阪放送局BK開局80周年記念誌編集委員会 (2005) 『NHK大阪放送局開局80年 大正・昭和から平成へ (1925年～2005年)』
- ・NHK九州本部 (1978) 『GK50年』
- ・NHK郡山40年の歩み編纂委員会(1982) 『ものがたりNHK郡山の四十年』
- ・NHK札幌放送局 (1984) 『札幌とともに半世紀：NHK札幌放送局のあゆみ』
- ・NHK仙台放送局 (1998) 『回想あの日あの時 NHK仙台放送局開局70周年』
- ・NHK仙台放送局60年のあゆみ編集委員会編 『NHK仙台放送局60年のあゆみ』
- ・NHK長崎放送局50年史編集委員会 (1984) 『NHK長崎放送局50年史』
- ・NHK広島放送局六〇年史編集委員会 (1988) 『NHK広島放送局六〇年史』
- ・NHK福岡放送局 (1962) 『NHK福岡放送局史』
- ・NHK松江放送局70年史編集委員会 (2002) 『「放送」あの日あの頃—JOTK70年のあゆみ』
- ・「NHK松本の70年」編纂委員会 (2009) 『NHK松本の70年：NHK Matsumoto 70th』
- ・NHK松山放送局 (1981) 『NHK松山放送局開局40周年記念誌』
- ・NHK山形50年のあゆみ編集委員会(1986) 『NHK山形50年のあゆみ』
- ・NHK山口放送局 (2001) 『NHK山口放送局 60年のあゆみ』
- ・NHK山口放送局 (2002) 『いまを伝えつづけて』
- ・石川研 (2004) 「満州国放送事業の展開：放送広告業務を中心に」『歴史と経済』47巻 1号、pp.1-16
- ・宇部商工会議所 (1974) 『宇部商工会議所40年史』
- ・金沢放送局開局50周年記念事務局 (1981) 『NHK金沢放送局「50年のあゆみ」』
- ・北九州市史編さん委員会 (1986) 『北九州市史 近代・現代 (教育・文化)』
- ・小倉商工会議所事務局 (1943) 『小倉商工会議所史』
- ・下関商工会議所 (1940) 『下関商工会議所五十年史』
- ・下関市市史編修委員会 (1983) 『下関市史・市制施行—終戦』
- ・商工会史編集委員会 (1973) 『商工会九十二年史』
- ・武田晴人編 (2003) 『地域の社会経済史—産業化と地域社会のダイナミズム』 有斐閣
- ・中部日本放送 (1959) 『民間放送史』四季社

- ・通信省（1940）『通信事業史』第四巻、通信協会
- ・土岐重助（1937）「東京大電力放送の聴取上の影響」『放送』第7巻第9号、日本放送協会
- ・名古屋中央放送局（1940）『名古屋放送局沿革史』
- ・日本商工会議所（1978）『商工会議所制度100年の歩み』
- ・日本放送協会（1977a）『放送五十年史』日本放送出版会
- ・日本放送協会（1977b）『放送五十年史 資料編』日本放送出版会
- ・日本放送協会編（1951）『日本放送史』日本放送協会
- ・広島中央放送局（1940）『広島中央放送局開局十年史』
- ・広島放送局六〇年史編集委員会(1988)『NHK広島放送局六〇年史』
- ・福島放送局（1942）『放送一年を顧みて 昭和十六年度業務概要』
- ・藤井信幸（1998）『テレコムの経済史』勁草書房
- ・藤井信幸（2005）『通信と地域社会』日本経済評論社
- ・藤田一郎氏追懷録編集委員会（1950）『藤田一郎氏追懷録』今石貞治郎
- ・防府市史編纂委員会（1998）『防府市史 通史Ⅲ近代・現代』
- ・松山商工会議所（1964）『松山商工会議所八十年史』
- ・水内俊雄（1986）「近代都市形成期における北部九州都市」『史淵』124輯、九州大学文学部、pp.89-127
- ・宮本吉夫（1942）『放送と国防国家』日本放送出版協会
- ・三輪仁（2008）「わが国初の地方自治体による民間放送局設立運動－姫路市放送局を中心として－」『マス・コミュニケーション研究』第72号、pp.97-116
- ・山口市史編纂委員会（1971）『山口市史 各説篇』
- ・山口商工会議所創立100周年記念事業実行委員会（2008）『山口商工会議所創立100周年記念誌』
- ・郵政省（1961）『統通信事業史』第六巻電波
- ・読売新聞100年史編集委員会（1976）『読売新聞100年史』
- ・ラジオ中国（1957）『ラジオ中国の五年 開業五周年を記念して』